

コンプライアンス推進計画に基づく 令和7年度取組状況報告及び令和8年度取組予定

四国地方整備局 適正業務管理官
令和8年6月

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対して、高知県内における四国地方整備局の土木工事発注に関し入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為が認められるとして、同法に基づく改善措置要求が行われた。これを受けて、国土交通本省により「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。

このことを踏まえ、四国地方整備局では局長を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、外部有識者で構成する「コンプライアンス・アドバイザリー委員会」の意見を踏まえた、「コンプライアンス推進計画」を策定し、継続的に取り組むこととしている。

本報告は、「四国地方整備局コンプライアンス推進計画（令和7年度～令和9年度）」に基づく令和7年度の実施状況について報告するものである。

以下、推進計画の項目に沿って記載する。

コンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等

定例会議を毎月1回（原則第1火曜日）開催し、推進計画に基づく取組状況の報告等を行った。

1. 実施状況

第1回 4月7日、第2回 5月7日、第3回 6月3日、
第4回 7月1日、第5回 8月4日、第6回 9月2日、
第7回 10月7日、第8回 11月4日、第9回 12月2日、
第10回 1月6日、第11回 2月3日、第12回 3月3日

2. 報告および審議事項

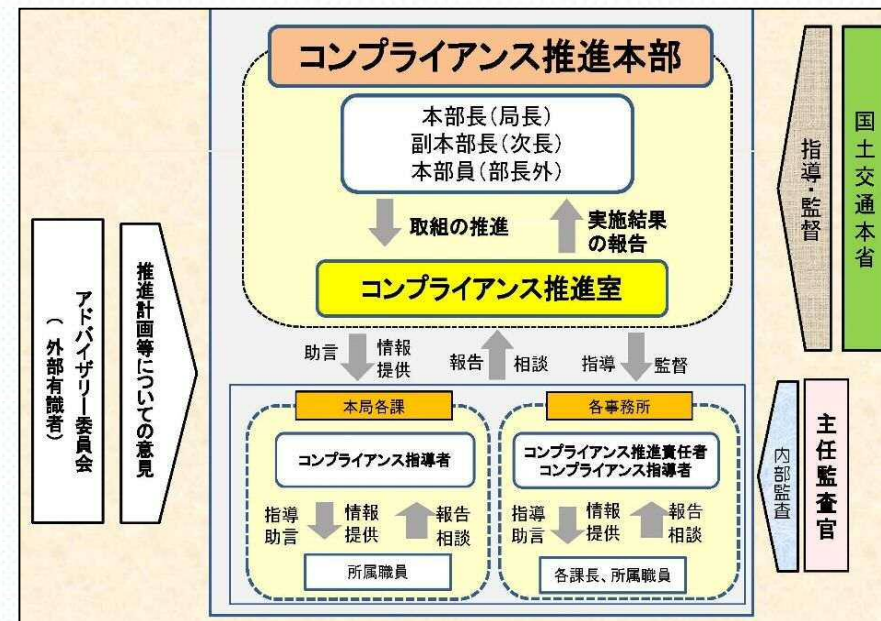
①月例報告

- ・推進計画に基づく各事務所等の取組方針及び状況報告
（報告者：事務所（管理所）長（コンプライアンス推進責任者））
- ・整備局全体実施状況報告（報告者：適正業務管理官）
- ・事務所等からのミーティング結果の報告
（報告者：事務所（管理所）長（コンプライアンス推進責任者））
（参考資料1）

②月例報告以外

- ・令和7年度四国地方整備局におけるコンプライアンス推進体制
- ・令和6～7年度コンプライアンス推進計画に関する取組状況報告
- ・令和7年度関係法令等セルフチェックの実施結果報告
- ・令和7年度職員アンケートの実施
- ・令和7年度職員アンケート結果報告

等



四国地整のコンプライアンスの体制

コンプライアンスの推進

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

1. 第1回アドバイザリー委員会を令和7年6月24日に開催

令和6年度 of 取組状況等について報告し、取組等に対する意見・提言をいただいた。

●議事内容

- ・令和6年度コンプライアンス推進計画に基づく取組状況報告等
- ・委員から出された意見

例えば、SNSの情報発信やオンラインカジノのような私的な行動に対する積極的な対応。また、現場での利害関係者との付き合い方に苦労されているが、もう少し考えることができないか。そして、退職者に対する研修についても、十分されていない。今一度、検討をお願いします。

特にSNSのようなデジタル関係のものについては、ジェネレーションギャップもあるので、若い人の意見も参考に検討したら良いと思います。



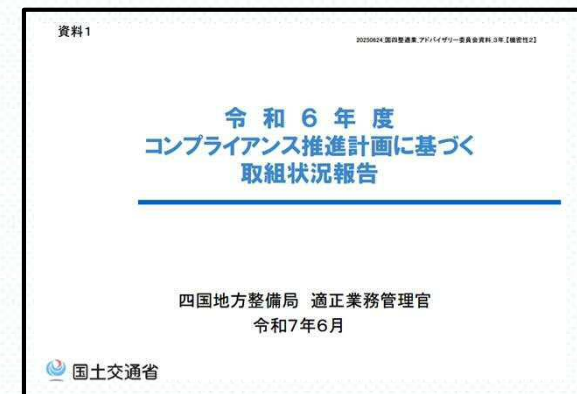
アドバイザリー委員会 (R7.6.24)

2. 第1回アドバイザリー委員会との意見交換会を令和8年1月27日に開催

●議事内容

- ・令和7年度コンプライアンス意識及び取組に関するアンケート結果等について
- ・事務所の職員との意見交換

当日はコンプライアンス推進室の構成員との意見交換会のほか、職場の実態や職員の認識を確認・共有するために事務所の職員との意見交換も実施した。



(3) 事務所等の体制

1. 事務所等の体制は、令和6年度と同じ

●コンプライアンス推進責任者＝事務所長又は管理所長

●コンプライアンス指導者(推進責任者を補佐)＝事務所副所長(事務・技術)等

2. 各職場において、コンプライアンス推進責任者及び指導者を中心にコンプライアンス強化の取組を積極的に実施している。

3. コンプライアンス指導者は、毎月コンプライアンスの取組結果を適正業務管理官に報告。また、推進責任者は、年1回、本部会議で事務所等の取組について報告した。

コンプライアンスの推進

(4) 相談・通報窓口の設置

職員からのコンプライアンスに関する相談・通報のための窓口の体制を継続して設けている。

(5) 年度計画の策定

コンプライアンスに関する取組の年度計画を作成し、コンプライアンス指導者に送付した。
※令和8年度年度計画(参考資料2)

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

(1) 幹部職員のコンプライアンス宣誓

令和7年4月から令和8年3月までに異動のあった幹部職員111名(本局73名、事務所等38名)全員が漏れなく、Microsoft Formsによる「コンプライアンス宣誓」を行った。
※幹部職員＝本局課長以上、事務所副所長以上

(2) 幹部職員の人事評価(業績評価)における目標設定と実行

1. 幹部職員は、業績目標にコンプライアンスの徹底に関する事項を設定し、率先して指導する取組を実施している。
2. 各所属の幹部会等を通じて、注意喚起の文書や不祥事の報道資料等様々な題材をもとに、コンプライアンスの徹底について職員への周知・指導を行っている。
3. 事務所等においては、各課等でのコンプライアンス・ミーティングに積極的に参加し、議論の活性化等を図っている。

幹部職員のコンプライアンス宣誓

セクション 1

コンプライアンスの推進には幹部職員がリーダーシップを発揮して進むべき方向を明確にし、率先垂範することにより、常に組織風土を良い方向へ導いていくことが重要です。また、幹部職員自らも公私にわたり高いコンプライアンス意識を保持し行動することが求められます。

このため、幹部職員は就任の都度、四国地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく自己の役割等を認識した上で、デジタルツール等により「コンプライアンスの率先垂範に対して宣誓」を行うこととなっています。

対象者 本 局：課長・室長・センター長以上の管理職
事務所：事務所〈管理所〉長、副所長

・四国地方整備局コンプライアンス推進計画（令和7年度～令和9年度）より抜粋
(1) 幹部職員のコンプライアンス宣誓
幹部職員は、就任の都度「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づく自己の役割等を認識した上で、デジタルツール等により「コンプライアンスの率先垂範に対して宣誓」を行い、適正業務管理官に提出する。

つきましては、別途配布した推進計画等の内容を確認のうえ、このフォームに沿って、推進計画に基づく自己の役割等を認識し、「コンプライアンスの率先垂範に対して宣誓」を行ってください。

以下の内容は、平成24年度以降、幹部職員が直筆して作成・提出してきた内容です。

最後に、以下の内容を読み上げ、宣誓してください。
※宣誓の証として、決意を表明し、日付、所属、役職、署名（フルネーム）をお願いします。
決意の欄については、定型文に拘らず、ご自身としての決意を入力してください。

私は、

- ・法令遵守を行うとともに、国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たります
- ・法令遵守の姿勢を明らかにし、コンプライアンスを先頭に立ち取り組みます
- ・常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私利私欲のために用いしません
- ・権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしません
- ・職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組みます
- ・勤務時間外においても、常に公務の信用を念頭に置いて行動します

コンプライアンス宣誓Form

Ⅰ コンプライアンスの推進

3 職員の意識改革の継続

(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向

1) 違法性やペナルティについての認識の徹底

1. 適正業務管理官が実施している研修や、コンプライアンス講習会において、必ず高知談合事案の概要を盛り込んだうえで、発注者綱紀保持規程について解説し、コンプライアンスの重要性とペナルティの重さ等について認識の再確認を行った。
2. コンプライアンス・ミーティングにおいて、「情報管理」や「飲酒運転の根絶」等をテーマとして、違法性やペナルティについて考えさせるミーティングを実施した。
3. 適正業務管理官室からコンプライアンス指導者に公務員等の不祥事事例を定期的に情報提供している。各事務所等は自主的に収集した事例も交えつつ、職員にペナルティへの認識が高まる取組を実施した。

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

1. コンプライアンス・ミーティングでは、職員自身が身近に感じて、意見等を出しやすくするために、実際に生じた公務員の不祥事事例や現実的に生じやすい内容をテーマを試み、各職場から出た意見は全職員へフィードバックすることにより、効果の浸透に努めた。
2. コンプライアンス研修は研修生の職階レベルに応じて、講義方式だけではなく、課題についてグループ討議・発表・質疑応答を行う方式を採用した。
3. 実際に起きた不祥事事例を職員へ提供する際、同時にその不祥事の発生要因や発注者綱紀保持規程、国家公務員法等に関する項目などについて、職員が自分事として自身の行動をチェックすることによって、職員各自のコンプライアンス意識の高揚を図った。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況の記録

1. 各事務所等のコンプライアンス指導者が、講習会や研修の受講状況及びミーティングへの参加状況を記録・保存している。
2. ミーティング等への参加状況は、各指導者から適正業務管理官へ毎月報告するようしており、統一的に実施するミーティング、講習会ともに、ほぼ100%の参加率に至った。

I コンプライアンスの推進

4) 講習講師等の拡充、能力の向上

1. コンプライアンス指導者は、適正業務管理官による講習会等の未受講者に対するフォローアップ及び事務所等の独自の講習会を工夫しながら実施し、指導者の能力向上を図っている。
2. コンプライアンス指導者(副所長等)は、国土交通大学校主催の研修を受講して、自己の研鑽に努めた。

令和7年度に国土交通大学校で実施した研修

○建設生産管理システム(Ⅰ期)研修(5/13~5/16 対象:副所長(技官))
・コンプライアンスと公共事業(講師: 升田弁護士)

○管理事務指導研修 (7/9~7/11 対象:副所長(事務官))
・コンプライアンス(講師: 国土交通大学校教授)

○建設生産管理システム(Ⅱ期) 研修(10/7~10/10 対象:副所長(技官))
・コンプライアンスと公共事業(講師: 升田弁護士)

○コンプライアンス指導者養成研修 (10/22~10/24 対象:副所長)
・コンプライアンス(講師: 郷原弁護士)

(2)コンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

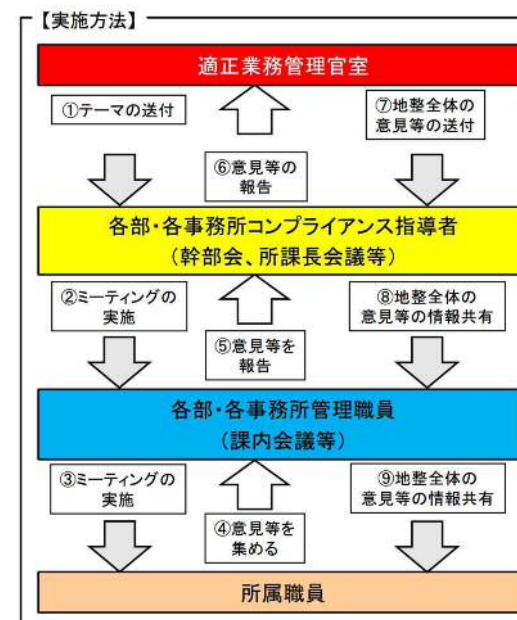
1)コンプライアンス・ミーティング

コンプライアンス・ミーティングは、全職員が参加してグループ討議を行うものであり、部議、所課長会議及び各課の課内会議等において実施することとし、職員自身が直面する事案に対し、様々な観点から検討し、即座に適切な行動が取れる能力を習得する。また、判断の難しい事案については上司やコンプライアンス指導者、関係部署等に相談していくことが定着するように身近で具体的な事案に即した取組を実施した。

1. ミーティングテーマは、令和6年度に引き続き、各所属から意見等の結果報告まで求める共通テーマと年3回以上の自主的な実施を推奨する独自テーマ等に区分して実施した。
2. 共通テーマについては、令和6年度に引き続き、3ヶ月完結方式で実施、職員の参加率は、フォローアップを含めほぼ100%となっている。

1ヶ月目に本局で作成した共通テーマに基づいてミーティングを行い、出された意見を報告、2ヶ月目に各職場の意見等を本局で集約、3ヶ月目に集約した意見等を各職場に送付、再度ミーティングにおいて意見を共有、確認している。

3. ミーティングは基本的に各課等单位で実施している。そこに、コンプライアンス推進責任者や指導者が参加することで議論の活性化を図ったり、課等の組合せを変えながら複数課合同や役職階層別による横断的な実施に努め、マンネリ化防止の工夫を行っている。
4. 令和7年度も、職員がより身近と感じられる実例を引用した事例をミーティングテーマとして設定するよう試みた。



○令和7年度に実施したミーティングテーマ及び実施結果(参考資料3)

Ⅰ コンプライアンスの推進

○4月～6月 テーマ「事業者等との応接方法について」

事業者等の方々が挨拶で来訪されることが多い時期であるため、発注者綱紀保持規程に基づき国民の疑念や不信を発生させないという観点からどのような点に注意して対応すべきであるのか等を論点としてミーティングを実施した。

○7月～9月 テーマ「発注者支援業務等従事者との関係性について」

発注者支援業務の技術員や車両管理業務の車両管理員などの業務従事者は、庁舎内で仕事をし、接する機会がどうしても多くなるため、職員とは立場が異なり、契約に基づく受注者として利害関係者に当たることや発注者綱紀保持規程上の事業者であるということを踏まえ、その関係性と適切な対応のポイント等を論点としてミーティングを実施した。

○10月～11月 コンプライアンス関係法令等セルフチェック

発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に関する理解度を確認してもらうために、セルフチェックをミーティングに代えて実施し、正答率の低い設問及び正答率が高い設問であっても重要度が高い設問についてはフォローアップを行った。

○1月～3月 テーマ「ハラスメントについて」

近年はカスタマーハラスメントが大きく問題視されるほか、令和6年の懲戒処分数で全国的にハラスメント関係が増加していることを踏まえ、ハラスメントの可否と問題点、さらに周りの職員として、どのような対応をすべきか等を論点としてミーティングを実施した。

○その他、独自テーマ等によるミーティング

- ・本局からテーマを提供したうえで、各事務所等のコンプライアンス指導者の主導によって、独自にミーティングを実施した。
- ・各事務所等において、職員へ公務員の不祥事事例を情報提供し、ペナルティへの認識が高まる取組も適宜行った。

○令和8年度取組(予定)

コンプライアンス・ミーティングは、職員間で意見交換できる有効な取組であるため、引き続き積極的に活用し、全職員が意見を出しやすいように、より身近と感じられるミーティングテーマの設定に努める。

また、年3回以上の実施を計画している独自テーマ等は、頻度を調整しつつ、部署間、役職別、階層別等の横断的な手法を試みて、職員が飽きない手法を採用することによって、マンネリ防止と質の向上に努める。

Ⅰ コンプライアンスの推進

2)コンプライアンス講習会

コンプライアンスに関する認識の統一、知識の向上や、指導者の能力向上等を図るために、全職員が受講可能となるよう各種講習会を開催した。講習会の実施にあたっては、デジタルツールを活用し、職員が受講しやすい効率的な開催方法を採用した。

1. 幹部職員を対象とした幹部講習会(本局課長以上、事務所副所長以上)

コンプライアンス宣誓を行い、各種取組を率先垂範すべきである幹部職員を対象者とし、幹部講習を実施した。

開催期間:令和7年9月2日～10月10日

講師:高松法務局人権擁護部 石岡人権擁護専門官

講義内容:「人権問題・ハラスメントについて」

受講方法:録画配信(オンデマンド)方式

※効果検証として受講後のアンケートを実施したところ、アンケートへの回答率は対象者数(169名)に対して100.0%であり、講義内容について、概ね全ての受講者から「理解が深まった」との結果が得られた。

2. 全職員を対象とした講習会(本局、各事務所等)

全職員が一律に近年発生した不祥事を再認識するとともに、不祥事の未然防止を実現するために早めの相談等が望ましいというマインドの醸成を図るべく、不祥事を発生させないことをテーマとして講習を実施した。

開催期間:令和7年9月2日～11月10日

講師:適正業務管理官

講義内容:「不祥事を発生させないために」

- ・近年の不祥事に関する懲戒処分の傾向
- ・四国地整に関する不祥事
- ・コンプライアンスに関する相談・報告 等

受講方法:録画配信(オンデマンド)方式

※効果検証として受講後のアンケートを実施したところ、アンケートの回答率は在職者数(1,560名)に対して98.2%であり、講義内容について、ほぼ全ての受講者から「認識できた」との結果が得られた。

I コンプライアンスの推進

3. 事務所等係長、係員等を対象とした講習会

○各事務所等でコンプライアンス指導者を講師として講習会を実施した。

- ・若手職員及び新規に採用された期間業務職員に対する講習
- ・事務所等全職員を対象としたハラスメントに関する講習会
- ・〃 文書管理に関する講習会 等

○令和8年度の取組(予定)

令和8年度は、発注者綱紀保持規程の基本的な事項のほか、令和7年度に引き続き、不祥事を未然に防止するための相談・報告等を浸透させることを重視した講義を試みる。

実施方法は、効率性も踏まえ、令和7年度と同様、録画配信(オンデマンド)方式又はオンライン方式を積極的に活用して、全職員が受講しやすい効率的な講習会として実施するとともに、イントラネット自主学习コーナーの既存資料も有効に活用しつつ、全職員のコンプライアンスに関する意識高揚と知識向上の両面を図っていく。

3)コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修において、令和6年度と同様、コンプライアンス、国家公務員の服務・倫理、ハラスメント防止、入札談合等関与行為の防止、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等に関する研修を実施した。

なお、令和7年度はこれまで以上に研修員が日常業務や組織対応の中で感じているコンプライアンス上の問題、疑問等に関するグループ討議の時間を可能な限り設けて、研修員相互の情報交換や相談等に繋がるように努めた。

○新規採用職員研修(4/1~4/4 対象:新規採用職員)

- ・公務員倫理、ハラスメント防止等(講師:人事課長)
- ・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○管理職Ⅱ研修(4/23~4/25 対象:新任副所長)

- ・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)
- ・ハラスメント防止(講師:町田社会保険労務士)
- ・独占禁止法と入札談合等関与行為防止法(講師:公正取引委員会 四国支所 経済調査係長)

○管理職Ⅰ研修(5/19~5/20 対象:登用2年目の事務所課長等)

- ・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)
- ・ハラスメント防止(講師:町田社会保険労務士)
- ・独占禁止法と入札談合等関与行為防止法(講師:公正取引委員会 四国支所 経済調査係長)

Ⅰ コンプライアンスの推進

○初任係長研修(5/27～5/30 対象:初任係長等)
・ハラスメント防止(講師:町田社会保険労務士)・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)
・服務、倫理(講師:四国運輸局人事課長)

○基礎事務研修(9/17～9/19 対象:採用2年目の事務職員)
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○基礎技術研修(9/29～10/3 対象:採用2年目の技術職員)
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○新規採用職員研修(10/1 対象:新規採用職員)
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○初級事務研修(10/6～10/10 対象:新規採用職員(事務官))
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○初級技術研修(10/7～10/17 対象:新規採用職員(技官))
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○総合計画研修(11/10～11/14 対象:採用10年目程度の係長職)
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○新規採用職員研修(1/5 対象:新規採用職員)
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○令和8年度の取組(予定)

令和8年度においても、引き続き、採用や昇任等の受講対象となった職員の悉皆研修としてコンプライアンスの受講機会を設けたうえで、若手職員に対しては基礎的な知識の習得と意見交換の活性化を図り、新任の副所長等の管理職員に対しては管理監督者として部下職員の模範となるだけでなく、部下職員から相談を受けやすくすることを念頭において、コンプライアンスに関する高度な知識とより高い意識の向上を図っていく。

Ⅰ コンプライアンスの推進

4) 合同コンプライアンスワーキング

事務所等の自律的な取組の促進やコンプライアンス指導者としての自覚及び資質向上を図るため、複数事務所等によるグループごとに、合同コンプライアンスワーキングとして実施し、コンプライアンス指導者同士の認識の共有を図った。

徳島、香川、愛媛、高知の各県ブロックごとに事務所等コンプライアンス指導者、本局から企画調査官、港政調整官、適正業務管理官等が出席し、オンライン会議方式によって、各事務所等の取組状況、課題等について情報共有及び意見交換を行った。

令和6年度に引き続き、アドバイザリー委員会の各委員がオブザーバーとして参加のうえ、各事務所等の課題や懸案事項について、実情等を確認していただいた。

○合同コンプライアンスワーキング開催日、及びアドバイザリー委員の参加状況

- ①10月2日 愛媛地区 14:00～ 古川委員
- ②10月6日 香川地区 14:00～ ー
- ③10月14日 高知地区 14:00～ 穴戸委員長
- ④10月15日 徳島地区 14:00～ 三野委員、岡本委員、藤本委員

○議事内容

- 1. 令和7年度コンプライアンス推進に関する事務所等の取組紹介について
- 2. 令和7年度のコンプライアンス取組の課題等について
- 3. コンプライアンス・ミーティング
 - ①ソーシャルメディアのリスク等について
 - ②相談等をしやすくするための工夫について

○令和8年度の取組(予定)

アドバイザリー委員との連携を図る取組の一環として、引き続き、アドバイザリー委員の皆様にもオブザーバーとして参加いただく取組の継続を企画する。

令和8年度の実施にあたっては、昨年度と同様、事務所等の多様な意見交換が望ましいため、コンプライアンス指導者に限定することなく、可能な限り、その他の管理職員や一般職員の参加も試みる。

コンプライアンスの推進

5) イン트라ネットを活用した自主学習支援

従前より職員がいつでも自主的に学習できるようにすべく、
イントラネットの自主学習コーナーの充実を図っている。

自主学習資料としては、過去の各種講習会資料、Q&A、
事例集、過去のミーティングやセルフチェックシートの結果等
広範にわたる内容を掲載してきた。

令和6年度の職員アンケートにおける「ボリュームが多いため、
見るべき点をわかりやすい作りしてほしい」といった職員の
意見を踏まえ、自主学習コーナーをリニューアルしたが、その
後はアクセス数も増加しており、令和7年度の職員アンケートに
おいても認知度と効果ともに高まりが見られた。

○イントラネット自主学習コーナー(参考資料5)

○令和6年度以降における最近の更新等内容

1. 自主学習コーナーに各種講習会の資料動画を掲載(R6.9)
2. 関係法令等セルフチェックの解説を掲載(R6.11)
3. 自主学習コーナーのリニューアル(R7.2)

※全職員へ上記リニューアルに関する周知

○令和8年度の取組(予定)

イントラネットの自主学習のコーナーについては、
引き続き、職員にとって、より役立つ効果的な情報発信
となるように努めていく。

また、研修・講習等の各種取組において、自主学習
コーナーの既存掲載資料を有効活用するとともに、
職員が自主的に復習等で利用するような誘導の工夫
をして、自主学習コーナーの利用度を高めていく。

イントラ「コンプライアンス自主学習コーナー」画面

I コンプライアンスの推進

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

- 毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議において、本部長より本部員、コンプライアンス推進責任者、指導者等に対して、コンプライアンスの推進について、呼びかけを実施している。
- 国家公務員倫理月間(12月)に向けて局長メッセージを令和7年11月28日に発信した。
全職員に対して、公務員の倫理行動規程を再認識させるとともに、判断に迷うときに上司等に相談し、組織で対応することを呼びかけ、管理職に対しては、自らを律するのはもちろんのこと、部下職員の行動に目を配り、風通しのよい職場環境づくりに努めることを要請した。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示

- 職員のコンプライアンス徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上げ時に、メッセージを日々表示している。
- 令和5年度アンケートにて「毎日表示されるため飽きてしまう。」等の意見があったため、令和6年度以降、メッセージのパターンを四半期ごとに変更して表示している。また、コンプライアンス以外の周知事項も時折交えることによって、定期的に表示内容に変化をつけ、職員の注意を引くような工夫を図っている。
- コンプライアンス指導者等から職員に対して、パソコンの日々立ち上げとメッセージ確認を推奨し、呼びかけも行っている。

○令和8年度の取組(予定)

引き続き、職員の意識啓発のために、職員を飽きさせないように多様なメッセージを定期的に内容更新して表示していく。

国家公務員倫理月間にあたって
12月1日から国家公務員倫理月間が始まります。この機会にあたり、私から職員の方々に、公務員倫理について、今一度認識を深めていただくため、メッセージをお送りします。

国家公務員倫理規程において、職員が遵守すべき倫理行動規程が以下のとおり示されています。
○国民全体の奉仕者であり、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
○常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私利私欲のために用いてはならないこと。
○法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
○職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
○勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

自らの行動がこれらに沿ったものであるか、改めて見つめ直していただくようお願いいたします。

倫理観の維持、向上において何より重要なことは、判断に迷うときに、上司等に相談し、組織全体で対応する風土を作ることだと思います。また、管理職の責務は、自らを律するのはもちろんのこと、部下職員の行動に目を配っていただき、風通しのよい職場環境づくりに努めて下さい。

最後に、職員の皆様におかれましては、国民の信頼に応えるため、引き続き高い倫理観と服務意識を持ち、公正公平な職務の執行を心がけていただくようお願いいたします。

令和7年11月28日
四国地方整備局長 豊口 佳之

局長からの呼びかけ



(上記以外の表示)

- ・毎月23日 文書管理の日(ふみの日)
- ・7月1日～7日 「国家公務員安全週間」
- ・10月1日～7日 「国家公務員健康週間」
- ・12月 「国家公務員倫理月間」
- ・12月4日～10日 ハラスメント防止週間

I コンプライアンスの推進

3) 公務員の不祥事情報提供に合わせて各職員がコンプライアンスの行動をチェック

全職員へ実際に起きた公務員の多種多様な不祥事情報を提供する際、職員各自が当該不祥事をもとにコンプライアンスに関する行動や意識をチェックすることによって、職員一人ひとりのコンプライアンスの徹底を図っている。

各職員が行った行動チェックの結果は、コンプライアンス指導者が収集しており、コンプライアンス指導者は、行動チェックの結果を確認のうえ、必要に応じて所属職員を指導している。

1. 令和7年5月、8月、11月、令和8年2月に、不祥事情報提供 & 行動チェックをMicrosoft Formsによって実施した。
2. 各事務所等のコンプライアンス指導者が行動チェックの結果を確認して、認識等が不足している項目に関して指導等を実施した。
3. 令和7年度は、発注者綱紀保持規程、倫理規程等に限らず、交通ルール等も含んで広範囲の行動チェックを実施した。

○令和8年度の取組(予定)

公務員の不祥事事例提供と連動させた上で、実際に起きた不祥事に関係する基本的なルールや留意点などをチェック項目とし、職員が自身の行動や意識を深く考える機会とすることによって、行動チェックの効果を高める。

また、行動チェックの結果に応じて実施するコンプライアンス指導者の所属職員への指導・フォローも徹底する。

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員のコンプライアンス意識の徹底および日々の行動、いざ困ったときに役立つ資料として、コンプライアンスに関する基本事項と代表事例を網羅したハンドブックを作成し、イントラネットの自主学習コーナーに掲載している。

また、外出先においても個人のスマホ等でいつでも確認ができるように、四国地方整備局のホームページにおいても掲載をしている。



○令和8年度の取組(予定)

コンプライアンス・ハンドブックは、何か疑問点が生じた場合の役立つ資料として有効であるため、職員が認知できるように研修や講習等の機会にPRをする。また、イントラネット自主学習コーナーに掲載するだけでなく、研修等の資料として使用するほか、資料の再確認などの学習機会を誘引する等により、活用度を高めていく。

コンプライアンスの推進

4 発注者綱紀保持の徹底

(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底

1. 発注者綱紀保持規程及びマニュアルでのルール(公平かつ適正に接すること、国民の疑惑や不信を招かないようにすること、原則としてオープンな場所で複数により対応すること)について、幹部会や課内会議などの機会を通じて職員に周知・徹底している。
2. 事業者等には、整備局ホームページ、玄関や執務室入口のポスター・チラシ等の掲示、事業者団体との意見交換の機会を捉えて説明するなど、周知徹底を図っている。
3. 令和7年度には令和7年度以降の競争参加資格確認通知の際、事業者等との対応ルール等のお知らせを同封し、理解増進と協力の要請も行った。

○令和8年度の取組(予定)

今後も引き続き、ルールを守っていない事業者等を見かけた場合に注意を促すとともに、事業者団体や退職予定者などに対して、発注者綱紀保持への協力を求める取組を続けていく。

職員には、事業者との対応ルールについて理解させるため、コンプライアンスの様々な取組によって、引き続き周知徹底を図っていく。

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

1. 事業者等からの不当な働きかけと思料する行為への対応及び報告義務について、幹部会や課内会議等の機会を通じて職員に周知徹底している。
2. 本局および各事務所等の幹部会や課内会議等において、不当な働きかけを受けたかどうか、判断に迷う場合の有無等の確認をしている。

○令和8年度の取組(予定)

令和8年度においても、定期的な不当な働きかけの有無等の確認を推奨するとともに、万一受けた場合の対応として、適切に事業者への対応、上司等への報告ができるようにすべく、コンプライアンスの様々な取組を通じて、周知徹底を図っていく。

Ⅰ コンプライアンスの推進

5 不当要求行為に対する取組

(1) 不当要求対応マニュアルの周知徹底

1. 不当要求対応にあたり、本局イントラネットに掲載している「不当要求行為等対策関係資料」から抜粋した対応マニュアル等を配布し、正しい対応について知識の習得と意識の醸成を図った。
2. 一般監査において、各事務所等の不当要求等防止への取組について監査を行い、対策要領やマニュアルが職員に周知されていることを確認した。

(2) 不当要求対応講習会の受講

1. 「四国地方整備局不当要求行為等対策要領」に規定する対策室(本局)及び対策部(事務所等)の構成員を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する責任者(不当要求防止責任者)として選任し、各県公安委員会に届出、登録している。
2. 各県単位で、暴力追放運動推進センターに責任者講習の開催を依頼しており、新たに選任された責任者が講習を受講し、責任者としての業務を行ううえで必要な知識及び技能を習得している。また、既受講者で希望する者も受講し知識・技能の向上に努めている。

(3) 関係機関との連携

1. 不当要求行為等が発生した場合、事務所対策部等は、必要に応じて各県警察、暴力追放運動推進センター等の関係機関と連絡・調整を行い、連携して対応している。また、四国地方整備局の顧問弁護士に対する法律相談も積極的に活用している。
2. 徳島河川国道事務所及び那賀川河川事務所では、徳島弁護士会等と協力体制を構築し、結成した弁護団と交渉等代理人委託業務を締結し、河川工事に関する不当要求に対し、受注者を含む関係者が連携しながら対応している。また令和4年度以降、徳島河川国道事務所が弁護団の代表弁護士に講師を依頼しているほか、事務所管内の建設業者等を対象とした「建設業における不当要求に関する講習会」を欠かさず開催している。

6 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

1. コンプライアンス相談・報告窓口について、令和7年度のコンプライアンス講習会を通して、不正事案の未然防止等を図る目的のほか、倫理関係を含む各種窓口も広く紹介した。
また、講習会においては、相談・報告窓口の利用手続についても、職員の認識が深まるようにPRした。
2. コンプライアンス相談・報告窓口を職員が活用しやすくするために、イントラネットの「☆各種相談・報告窓口の案内」を令和6年度にリニューアルしており、四国地方整備局ホームページ上のコンプライアンスの取組のコーナーには公益通報制度に関する窓口等の案内や所管する消費者庁ホームページのリンク設定も実施している。
3. コンプライアンス推進の各種取組において、風通し良い組織づくりをテーマとし、職員が上司等へ早めに相談・報告することの重要性について、話し合い、認識する機会を設けた。
4. 風通しの良い職場環境づくりのために、事務所長等より管理職員に対して所課長会議等において、積極的に部下職員への声かけを行うよう指導している。また、事務所長等も、何でも相談できる打合せ時間を設けたり、事務所独自に所長、副所長と一般職員とのグループミーティングを実施し、職員間のコミュニケーションの醸成を図る工夫をしている。

職員のコンプライアンス相談・報告窓口

① コンプライアンスに関する相談や報告をする場合は…

あなたの **所属長** に相談・報告してください

◆ 所属長以外にも、相談・報告の窓口を設置しています

② 面談・電話・メール・ファクス等による窓口としては…

局・事務所等の窓口として **コンプライアンス指導者** (※1)
適正業務管理官

外部の窓口として (※2) **明石 卓也 弁護士**
(匿名での受付も可能) (087-833-5577)

※1 別紙コンプライアンス指導者一覧を御覧ください。
※2 外部窓口は相談・報告を受け、適正業務管理官に取り次ぎを行います。弁護士が相談に対し直接アドバイス等(相談・回答)を行うものではありません。

③ パソコンからの相談・報告窓口としては…

イントラから相談・報告ができます
(また、匿名による報告も可能です)

いずれの相談・報告も**不利益な取り扱いをすることなく、また、秘密も厳守**します。
(他人に被害を加える目的などの不正の目的の場合は除く)

匿名による報告も可能ですが、調査結果等のお知らせや事実関係に係る追加情報のお問い合わせなど、結果として相談・報告に十分な対応ができない場合がありますので、ご了承ください。

イントラネットに掲載している相談・報告窓口の説明

○令和8年度の取組(予定)

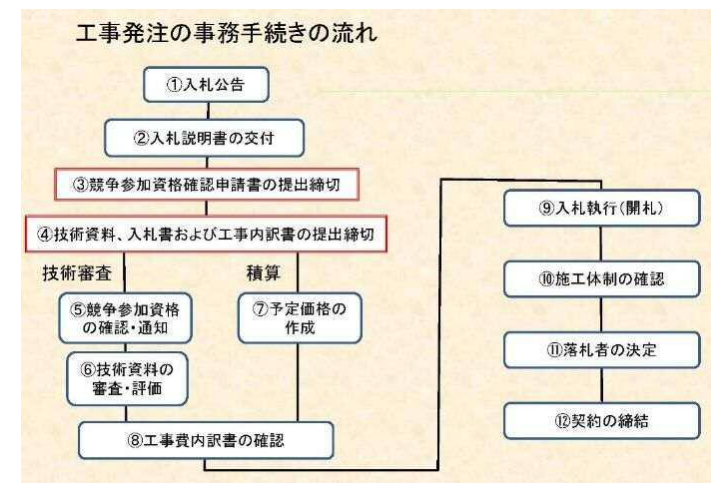
相談者の保護等に配慮した情報の取扱いを徹底し、相談者が安心して利用できる制度となるよう取組を継続する。
講習会等においても、引き続き、不祥事の未然防止や早期是正を図るためには、できるだけ早めの相談等が必要であるということに対する職員の理解を深めて、相談・報告窓口が円滑かつ有効に利用されるように努める。

II 不正が発生しにくい入札契約制度の構築と情報管理の徹底

II 不正が発生しにくい入札契約制度の構築と情報管理の徹底

1 不正が発生しにくい入札契約制度の構築

1. 全ての工種の工事について、予定価格の作成を入札書の提出後に行うとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させている。
2. 技術審査・評価業務と積算業務との分離体制を確保するとともに、技術提案書における業者名のマスキングを徹底するなど、情報漏洩の防止対策を図っている。



2 情報管理の徹底

1. 情報管理ルール of 徹底について、一般監査等で各事務所等のコンプライアンス指導者に周知した。コンプライアンス指導者が、所課長会議や課内会議等の場で所属職員に注意喚起を行っている。
2. 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する情報管理の責任体制(情報管理総括責任者による情報管理責任者、業務上取り扱う者の指定等)を確立している。
3. 情報管理責任者は、情報管理に関する自己点検を定期的(年1回以上)に行い、適切に実施していることを確認している。

○令和8年度 of 取組(予定)

これまで適正な情報管理ルールの運用が図られるよう取組を継続しているが、いつでも官製談合が発生したり、巻き込まれる場合があることを踏まえ、引き続き、研修等を通して、工事・業務ともに発注業務における情報管理の徹底について、周知徹底を図る。

また、情報管理責任者による点検を引き続き定期的に行い、発注業務に関する情報管理ルールを徹底させる。

Ⅲ 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

Ⅲ 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告

1. 毎月、推進計画に基づく取組の実施状況を事務所等から報告させ、推進本部の定例会議において適正業務管理官が報告している。
2. 各事務所・管理所の推進責任者が年1回は定例会議に参画し、独自の取組状況、入札契約(工事・コンサル)の発注状況及び分析、課題・問題点等について報告を行っている。
3. 報告する事務所等はWeb会議により参加しており、報告のない事務所等であっても会議の視聴を行っている。

(2) 推進計画に基づく取組の公表

令和6年度の取組状況について本部長評価を行い、アドバイザリー委員会の審議後、「令和6年度四国地方整備局コンプライアンス報告書」を、ホームページで公表した。(令和7年7月)

○令和8年度の取組(予定)

毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議では、四国地整全体の取組状況やコンプライアンス推進責任者(事務所長、管理所長)から取組状況等の報告を受け、認識を共有することによって、内部統制を図っている。

この取組は、局長をはじめ推進本部員がコンプライアンス推進責任者に対して、報告内容に応じ適宜必要な指導・助言を行うものであり、引き続き、継続していく。

各年度の取組状況については、引き続き、本局ホームページにて公表する。

III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証

コンプライアンス関係法令等に関するセルフチェックシートにより法令の理解度の検証を行った。なお、理解度が低い事項や、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程の重要事項については、講習会等で指導し理解度の向上を行った。

1. 全職員を対象としたコンプライアンス関係法令等セルフチェックを令和7年10月7日から23日にかけて実施。発注者綱紀保持規程の設問を中心に理解度を確認の検証を行った(参考資料6)。また、令和4年度よりMicrosoft Formsで作成し実施している。
2. 解説をイントラネットの自主学習コーナーに掲載し、いつでも確認できるようにしている。
3. 全職員のうち、1,447名から応答があり、応答率は令和6年度の90.5%を上回る94.7%であった。応答正答率(平均)は、令和6年度の約84%と同程度の約82%であり、正答率の低い設問及び正答率が高い設問であっても重要度が高い設問については、コンプライアンス指導者の指導によりフォローアップを行った。

○令和8年度の取組(予定)

関係法令等に関するセルフチェックは、法令等の理解度の検証を行う目的で実施しており、引き続き、実施していくこととするが、応答率が高まるように呼びかけを行うとともに、特に理解度が低い事項については、繰り返し設問としたり、講習会等で指導することによって、理解度の向上を図っていく。

なお、設問については、発注者綱紀保持規程に限らず、国家公務員法、倫理規程等を加えたうえで、難解レベルな内容ではなく、理解しやすい内容を心がけて、全職員の知識レベルの着実な向上を目指す。

III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証



(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

1. コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケートを令和7年12月2日から19日にかけて実施し、職員のコンプライアンス意識等の把握、取組の効果の検証を行っている。また、令和4年度よりMicrosoft Formsで作成し実施している。

全職員のうち、1,473名からの応答があり、応答率は94.6%であった。(参考資料7)

なお、アンケート結果及び職員の意見については、次年度の取組に反映し、指導者に周知した。

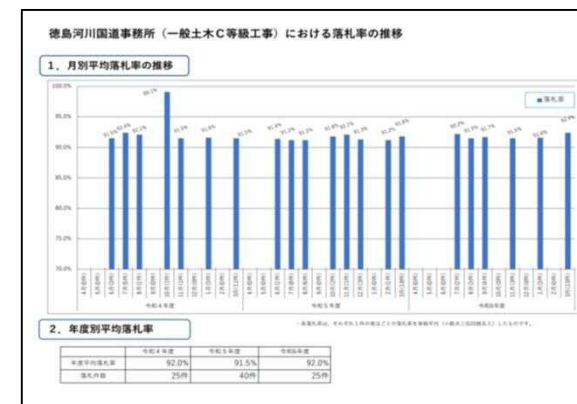
○令和8年度の取組(予定)

事務所等の負担軽減を図るため、全職員が行政パソコン上で自己のタイミングで容易に回答しやすくするために、Microsoft Formsによる実施方法の工夫をしており、今後も継続して同様の方法にて進める。

令和8年度においても、職員のコンプライアンス意識等の実態把握だけでなく、職員の意見等に対しては、今後も適宜、取組に反映させていく予定である。

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

1. コンプライアンス推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者は事務所の落札率や入札参加業者数の状況等について報告し、競争性の確保に問題がないか確認を行っている。
2. 四国地整全体の状況について、外部有識者の審査(入札監視委員会)を受け、入札及び契約の透明性の確保を図っている。
3. 事務所等ごとの月別平均落札率の推移及び年度別平均落札率(一般土木C等級・港湾土木B等級工事)及び業者別年間受注額・受注割合について、ホームページで公表している。またすべての工事および業務の落札状況も公表することで透明性を図っており、事業者等への牽制機能を維持している。



整備局HPで公表している事務所等落札率の推移
(図は徳島河川国道事務所の例)

○令和8年度の取組(予定)

四国地整の入札・契約状況等について、入札監視委員会による外部有識者のチェックを行うとともに、事務所等ごとの応札状況等をホームページで公表するなど、引き続き、透明化、情報公開の強化に努める。

Ⅲ 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

4 内部監査の強化・充実

1. 本局監査官室の主導により、令和7年10月から12月にかけて、10事務所で監査を実施した。
2. 監査項目(コンプライアンス関係)
 - ・ コンプライアンスの徹底に関する基本的な取組
 - ・ 入札契約事務におけるコンプライアンスの徹底並びに職務に関する倫理の保持のための取組

○令和3年度の不祥事事例を受けて令和4年度より新たに追加し継続的に実施している監査項目

 - ・ 入札参加事業者名等のマスキング実施状況
 - ・ 少額随意契約における契約手続き状況
 - ① 発注担当課と契約担当課の役割分担の徹底及び監督職員・検査職員が本来行うべき業務内容と法令上の責任等についての周知状況
 - ② 合理的な理由のない契約の意図的な分割の有無(少額随意契約に係る契約台帳を基に確認)
 - ③ オープンカウンター方式の対象拡大に伴い、広げた対象品目の状況について
 - ・ 「業務」に係る情報管理整理役職表等の整備状況について
3. 監査対象事務所において、コンプライアンスの徹底に関する取組及び入札談合等関与行為の再発防止対策の取組状況等について監査を実施した結果、コンプライアンスの取組については各事務所の実情に応じた取組がなされており、又、入札談合防止関係についても適正にできていることを確認した。
4. 推奨事例として、「複数事務所合同や年代別でコンプライアンス・ミーティングを実施した事例」、「風通しの良い職場づくりのためにランチミーティングや1on1ミーティング、所属職員アンケートを実施した事例」、「若手職員など対象者を絞ったワンテーマ講習会」などをコンプライアンス推進本部会議で取り上げて、コンプライアンス指導者等へ広く周知した。

○令和8年度の取組(予定)

令和8年度においてもコンプライアンス推進のための取組状況の確認を実施する。引き続き、本局監査官室が主導する内部監査において、コンプライアンスの取組状況について10事務所を調査する。

そのうえで推奨事例があれば、横展開を図るべく、広く他事務所等への周知を行っていく。

IV 取組等の周知

1. 事業者等への周知のために、本局及び事務所等の執務室にポスターを掲示するとともに、ホームページの「コンプライアンスの取組」コーナーに、推進計画や発注者綱紀保持規程・マニュアル等とともに「事業者のみなさまへ」と題して取組への協力依頼を掲載している。また「入札・契約情報」コーナーにも掲載している。
2. 事業者団体との意見交換会等の場で、発注者綱紀保持等コンプライアンスの取組について協力依頼を行っている。
3. 各事務所等のコンプライアンス指導者等を講師として、発注者支援業務等受注者の管理技術者等を対象に講習会を実施している。その中で、公務員倫理規程や発注者綱紀保持規程の説明を行っている。
4. 退職予定の職員に対しては、退職後事業者等になる場合は利害関係者になる可能性もあるので、コンプライアンスについて協力をいただくとともに、公共工事等の発注における公正性・透明性の確保に積極的に取り組んでいただくよう個別に要請している。
5. 令和7年度には、令和7年度以降の競争参加資格確認通知の際、事業者等との対応ルールのお知らせ、不当な働きかけ等の注意喚起を同封し、理解増進と協力の要請を行った。

事業者の皆様へお知らせ

四国地方整備局では、発注事務に係る綱紀保持に努めています。

事業者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- 事業者等との応接方法(規程第5条)
原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応すること。
- 事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)
事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表されます。
- 執務環境の整備(規程第13条)
秘密の漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。

＜執務環境の整備等の事例＞



入退禁の掲示

※詳しくは、四国地方整備局ホームページ「コンプライアンスの取組」をご覧ください。

＜問い合わせ先＞
国土交通省 四国地方整備局
高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎
TEL 087-851-8061
(担当： 適正業務管理官)

不当な働きかけは、記録・公表をします！

不当な働きかけとは

予算図標を聞き出す行為
入札参加要約を聞き出す行為
技術評価点を聞き出す行為
非公開情報を聞き出す行為

それについては、非公開となっており公表することができません。不当な働きかけは記録・公表されます。

（1）事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要請行為（第一号）
例1： 特定の事業者等が入札へ参加できるように、参加資格の取得や参加資格の引き下げを要請する行為。
例2： 特定の事業者等が入札へ参加できるように、競争参加資格要件の設定を変更する行為。

（2）事業者等の選定又は非選定に関する要請行為（第二号）
例1： 特定の事業者等が選定できるように、選定方法を恣意的に変更する行為。
例2： 特定の事業者等が選定できるように、他の事業者等が選定されない競争参加資格要件の設定を変更する行為。

（3）非公開又は公開前における予算図標又は入札参加要約の閲覧指導行為（これらを含む行為）
例1： 非公開又は公開前における予算図標又は入札参加要約の閲覧指導行為（これらを含む行為）
例2： 特定の事業者等が非公開又は公開前における予算図標又は入札参加要約の閲覧指導行為（これらを含む行為）
例3： 非公開又は公開前における予算図標又は入札参加要約の閲覧指導行為（これらを含む行為）
例4： 非公開又は公開前における予算図標又は入札参加要約の閲覧指導行為（これらを含む行為）

（4）入札参加要約に関する公衆関係における情報提供行為（第三号）
例1： 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを漏えいする行為。
例2： 入札参加要約又はその内容を漏えいする行為。

（5）競争等に際するものほか、事業者等への便宜、特恵若しくは不利の提供又は指示等に関する行為（第四号）
例1： 特定の事業者等が競争等に際するものほか、事業者等への便宜、特恵若しくは不利の提供又は指示等に関する行為（第四号）
例2： 特定の事業者等が競争等に際するものほか、事業者等への便宜、特恵若しくは不利の提供又は指示等に関する行為（第四号）
例3： 特定の事業者等が競争等に際するものほか、事業者等への便宜、特恵若しくは不利の提供又は指示等に関する行為（第四号）
例4： 特定の事業者等が競争等に際するものほか、事業者等への便宜、特恵若しくは不利の提供又は指示等に関する行為（第四号）

HPで掲載している事業者等への協力依頼

○令和8年度の取組(予定)

コンプライアンス推進の取組を続けていくために、事業者団体や自治体等関係各方面の理解が不可欠であるため、引き続き、四国地整のコンプライアンス推進の取組について、機会があるたびに理解と協力を要請していく。